

『教えて、 BUN先生』

「BUN先生」こと長岡文明先生

〔BUN先生プロフィール〕

山形県職員時代に保健所や本庁で営業衛生、浄化槽、廃棄物処理法等を担当。日本産業廃棄物処理振興センター「産廃処理業講習会」「特別管理産業廃棄物処理責任者講習会」のテキスト編集委員や「容器包装リサイクル法コンプライアンス推進事業（農水省公募事業）にかかる委員会」など公的な委員会活動も数多く担当した。2009年に山形県職員を早期退職し、廃棄物に関する豊富な知識と経験を生かして同年4月にBUN環境課題研修事務所を開設し、現在に至る。主な著作に『土日で入門 廃棄物処理法』『どうなってるの？ 廃棄物処理法』『廃棄物処理法 いつ出来た？この制度』（以上、日本環境衛生センター）、『ここまでわかる！ 廃棄物処理法問題集』（産業環境管理協会）など。

某企業（排出事業者）新入社員の<りさちゃん>とBUN先生の間答で進めていきたいと思います。

vol.1 廃棄物処理法は何から覚えるか



LISA

初めまして。今年入社した「りさ」です。会社では環境管理やCSRなんか担当しているんですが、実は、廃棄物処理法は全くの素人なので、BUN先生、やさしく教えてね。

よろしくね。りさちゃんは、もう、廃棄物処理法法令集読んだかな？

BUN



LISA

冗談でしょ。あんな分厚くて、字しか書いていない本なんか、読めるはずないじゃない。

廃棄物処理法の法律条文は、<たった>第34条までしかないんだよ。自動車リサイクル法の第143条、家電リサイクル法の第62条に比べたら、ずっと少ない。

BUN



LISA

センセ、そんな言葉にはだまされませんよ。実際に廃棄物処理法を見た方はご存じだと思うけど、廃棄物処理法は<第15条の4の7>なんて「枝番条文」だらけじゃない。市販の三段対象法令集は約400頁、厚さにして2センチ位ありますよ。

「この法令を全て理解してから廃棄物の仕事をやってください」と言われたら、りさは会社辞めます。

ばれたか(；^_^Aアアア…かく言う、BUNさん自身もわからないことは山ほどあるからね。

BUN



LISA

いずれは完読するかもしれないけど、差し当たってなにから覚えたらいいんですか？

そりゃ、まず、区分。次に業許可。そして、排出者は誰か。の3つだろうなあ。

BUN





LISA

え～、契約書とマニフェストじゃないの？先輩には、「まずはマニフェストと契約書を覚えろよ」って言われたんだけど。それに、うちは許可まで取るつもりは無いんだけど、なんで、許可制度まで覚えなければならないの？

BUN



りさちゃんは、自分で自分の廃棄物を処理しているかな？



LISA

昔々の田舎なら、食べ残しは畑で肥やし代わりに使う、紙くずは裏庭で「ごみ炊き」する、という方もいたでしょうけど、今や、「穴を掘ってごみを埋める」は不法投棄で捕まるでしょ。「火を付けて燃やす」は野焼きで捕まっちゃいますよ。

BUN



つまり、「廃棄物を出すけど、自分じゃ処理しない」ということだよな。じゃ、どうしているの？



LISA

そりゃ、大栄環境さんをはじめとする専門会社に処理を頼んでいますよ。

BUN



その「専門会社」ってどんな会社？



LISA

廃棄物処理法の許可業者よ。

BUN



そうだね。つまり、許可制度を知っていないと、自分が出す廃棄物を誰に頼んでいいかわからない。だから、許可制度を知ることが必要。そして、この許可制度は一つじゃない。廃棄物ごとに別なんだ。



LISA

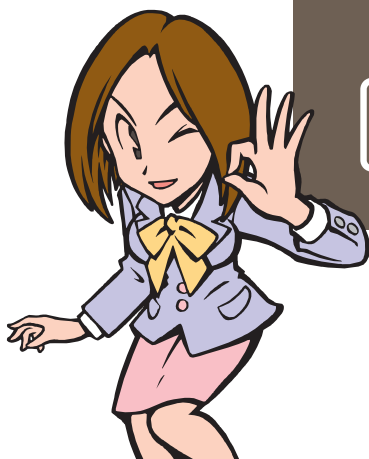
それは知ってるわ。一般廃棄物と産業廃棄物ね。

BUN



そう。この「廃棄物は何なのか？」が「区分」だね。だから、「区分」は必須知識なんだ。時折、「契約書やマニフェストはわからない」って人がいて、「なにがわからないんですか？」と聞くと、実は契約書やマニフェストがわからないんじゃなくて、そもそもの廃棄物の種類（「区分」）がわからなかったり、契約の当事者（排出事業者と許可業者）がわからないってことが圧倒的に多い。だから、いきなり契約書、マニフェストではなく、基本中の基本、区分、許可制度、排出者を知ることが大切なんだね。じゃ、今回は「廃棄物の区分」から入ろうか。

りさでーあ
これからも
ヨロシクね。



<BUN先生の今回のまとめ>



いきなり、契約書やマニフェストの運用を覚えるのは難しいでしょう。

まずは、「区分」、「業許可」、「排出者」を覚えましょう。

今回の
練習問題

廃棄物は大きく、なにとなにに区分されますか？

答えは次回のメルマガで (^-^)/